

西東京市障害者基本計画（平成 26 年度～平成 35 年度）の概要

《 障害者福祉に関する制度の改正 》

■我が事・丸ごと(地域共生社会の実現)

平成 23 年 8 月施行

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携による解決が図られることを目指す。

■障害者差別解消法施行

平成 28 年 4 月施行

「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として成立した。障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮(障害者が日常生活や社会生活において受ける制限をもたらす原因となる社会的な障壁を取り除くため、個々の障害者に対して、社会的障壁の除去を必要とする旨の意思の表明があった場合において、個別の状況に応じて講じられるべき措置)に関する環境整備の努力義務等が規定された。

■障害者雇用促進法の一部改正

平成 28 年 4 月施行

障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置を講ずることを事業主に義務づけるなど、雇用の分野で障害者に対する差別が禁止され合理的配慮の提供が義務となった。

■障害者総合支援法対象疾病（難病等）の見直し

平成 29 年 4 月

平成 25 年 4 月より、難病等が障害者総合支援法の対象となったが、法施行時には、新たな難病対策の結論が得られていなかったため、当面の措置として、障害福祉サービス等の対象となる難病等の範囲を「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲(130 疾病)としていた。障害者総合支援法対象疾病検討会における議論等を踏まえ、平成 29 年 4 月 1 日より、障害福祉サービス等の対象となる疾病が 358 疾病に拡大された。対象疾病による障害がある人は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となる。

■第 4 次障害者基本計画の策定(国)

平成 30 年 3 月策定

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向性を定める。

■東京都障害者・障害児施策推進計画(都)

平成 30 年 3 月策定

「障害のある人もない人も、社会の一員として、お互いに尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活社会」の実現を目指す。

- I 全ての都民が共に暮らす共生社会の実現
- II 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現
- III 障害者がいきいきと働ける社会の実現

□ 後期基本計画、地域福祉計画、第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画との整合

2020 東京オリンピック・パラ
リンピック平成 25 年 6 月成立

《 基本理念 》

障害のある人が、その生涯にわたって、
個人としての尊厳が守られ、主体的にいきいきと活動し、
住み慣れた地域の中で安心して生活できるまちづくりを進めます。

《 基本方針 》

- 1 ライフステージを通じて切れ目のない支援に取り組みます。
- 2 主体的にいきいきと活動するための支援に取り組みます。
- 3 地域で安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。

《 重点推進項目 》

- 1 障害や障害のある人を理解し、「共生社会」の実現を目指します
- 2 障害のある人の社会参加を支援します
- 3 地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します
- 4 障害のある人や家族へ、切れ目のない支援を充実します
- 5 相談支援体制を充実します

《 アンケート調査 》

- 調査時期：
平成 29 年 7 月～9 月
- 調査方法：

身体障害者調査、知的障害者調査、精神障害者調査、難病患者調査、施設入所者調査、児童調査には郵送配付・郵送回収、特別支援教室・通級指導学級に通う児童・生徒には学校を通じて配付し、郵送回収。相談支援機関利用者には、相談機関に来所した際、調査協力に賛同した方のみ配布し、郵送回収。

■ 調査票回収状況

- 【身体者障害者調査】
発送数：910 有効回収票数：456（回収率 50.1%）
- 【知的障害者調査】
発送数：215 有効回収票数：96（回収率 44.7%）
- 【精神障害者調査】
発送数：240 有効回収票数：86（回収率 35.8%）
- 【難病患者調査】
発送数：220 有効回収票数：104（回収率 47.3%）
- 【施設入所者調査】
発送数：85 有効回収票数：53（回収率 62.4%）
- 【児童調査】
発送数：330 有効回収票数：149（回収率 45.2%）
- 【特別支援教室・通級指導学級調査】
発送数：100 有効回収票数：46（回収率 46.0%）
- 【相談支援機関利用者調査】
発送数：100 有効回収票数：52（回収率 52.0%）

《 ヒアリング調査 》

- 調査時期：
平成 29 年 8 月～9 月

■ 調査対象

【障害者団体等】

ぶーけ、サークル縁、おもちゃの図書館、保谷手をつなぐ親の会、田無手をつなぐ親の会、西東京市精神障害者家族会・小鳩会、西東京市障害者福祉をすすめる会、西東京市聴覚障害者協会、田無身体障害者福祉協会、保谷身体障害者福祉協会、小平特別支援学校 PTA、東京都立石神井特別支援学校 PTA、大泉特別支援学校 PTA、田無特別支援学校 PTA

【サービス事業者】

ワークステーションウーノ、コミュニティルーム友訪、パソソ西東京、富士町作業所、さくらの園、就労移行支援事業所カノン、夢スピア、ケアワーク北多摩、どろんこ作業所、生活介護事業所くろーばー、グループホーム住まいる、ケアホーム西東京、ミモザハウス、Yourlifestyle 研究所、地域活動支援センター・ブルーム、就労支援センター一歩、相談支援センターえぼっく、こどもの発達支援センターひいらぎ、児童発達支援事業みらい、保谷障害者福祉センター、地域活動支援センター・ハーモニー、Par aile ひばりが丘、療養型児童デイサービスさざんか

施策の展開

基本方針	大項目	中項目	具体的な施策
基本方針1 に関する施策 ～ライフステージを通じて切れ目のない支援に取り組みます。～	(1) 相談支援・ネットワーク [より相談しやすい窓口の整備と相談機関相互のネットワーク化を進めます。]	① 相談支援体制の充実	1-1-1 相談機関相互の連携の推進 1-1-2 地域活動支援センターにおける相談支援体制の充実 1-1-3 当事者等による身近な相談活動への支援 1-1-4 民生委員・児童委員の相談活動の充実
		① 福祉サービスの充実	1-2-1 レスパイトや短期入所等を行う事業所の誘致 1-2-2 難病患者に対するサービス提供体制の確保に向けたニーズ把握 1-2-3 高次脳機能障害者に対する支援策の検討・実施 1-2-4 発達障害者(児)に対する支援策の検討・実施 1-2-5 障害のある人の家族に対する支援 1-2-6 地元の大学等、教育機関と連携した福祉人材の育成・確保 1-2-7 専門的人材の育成
	(2) 生活支援 [ライフステージごとに、必要な支援を受けられる体制を整備します。]	② サービスの質の確保・向上	1-2-8 民間事業所のサービス体制の向上に向けた支援 1-2-9 サービス事業所に対する第三者評価
	③ 障害者福祉基盤の整備	1-2-10 地域自立支援協議会等のネットワークを活用した支援機関相互の連携の推進 1-2-11 障害のある人の高齢化による身体機能の低下への対応 1-2-12 若年の身体障害者が利用できるサービス事業所の誘致	
(3) 教育・育成 [必要な時期に必要な療育を受けられるよう、早期発見・早期療育体制を整備します。]	④ 地域における支援体制の整備	1-2-13 ほっとするまちネットワークシステムの充実 1-2-14 地域で活動している組織や団体への支援の充実 1-2-15 地域資源の活用 1-2-16 ヘルプカードの活用	
	① 障害児の育ちを支える体制の整備	1-3-1 早期発見・早期療育体制の充実 1-3-2 障害のある子どもを持つ保護者への支援 1-3-3 要支援児童等への連携強化 1-3-4 療育・教育相談事業の推進 1-3-5 幼稚園・保育園の入園に対する支援 1-3-6 ことばの発達・発音などに心配のある子どもの言語訓練・相談の実施 1-3-7 中等度難聴児発達支援事業の実施 1-3-8 こどもの発達センター・ひいらぎ事業の推進	
	② 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進	1-3-9 特別支援学級の整備 1-3-10 特性に応じた教育課程と教育内容の充実 1-3-11 子どもや保護者にとって、身近で安心できる相談体制 1-3-12 学校入学前後の支援の継続に関する取組の充実 1-3-13 介助員制度の実施	
基本方針2 に関する施策 ～主体的にいきいきと活動するための支援に取り組みます。～	(1) 雇用・就業 [障害の特性に合わせた雇用の場の 拡大 や、 適切な就労支援 、障害者施設等への優先調達等を進めます。]	③ 放課後等の居場所の充実	1-3-14 障害児の放課後等の居場所の充実
		① 適性や能力に応じた就労の場の確保	2-1-1 就労援助事業の実施 2-1-2 就労機会の拡大 2-1-3 市内事業所への広報・啓発及び情報提供の充実 2-1-4 市における雇用拡大 2-1-5 障害特性に合わせた雇用の場の 拡大 の検討
	(2) 余暇活動・生涯学習活動 [障害のある人もない人も共に楽しむ様々な余暇活動等の機会を拡大します。]	② 授産製品の販路拡大	2-1-6 授産製品の販路拡大 2-1-7 障害者施設等への優先購入(調達)の推進
基本方針3 に関する施策 ～地域で安心して快適に、 健康であると実感しながら暮らすことができる まちづくりを進めます。～	(1) 広報・啓発 [障害や障害のある人への理解を深めるための取組みを進めます。]	③ 就労訓練等の実施	2-1-8 就労訓練の実施 2-1-9 就労継続支援A型事業所や就労移行支援事業所の誘致 2-1-10 市内の就労系障害福祉サービス事業所での工賃水準の向上
		① 余暇活動・生涯学習活動の充実	2-2-1 生涯学習の推進 2-2-2 障害のある人のスポーツ機会の充実 2-2-3 障害者スポーツ支援事業の実施 2-2-4 図書館におけるハンディキャップ・サービスの充実 2-2-5 公民館における障害者学級の実施 2-2-6 ゲストティーチャーや講師としての活用
		② 権利擁護体制の活用	3-1-1 市報や各種イベントを通じた広報・啓発活動の充実 3-1-2 障害についての理解を図る教育の推進 3-1-3 障害者団体の交流機会の活用 3-1-4 障害者総合支援センターと地域の交流促進 3-1-5 公民館事業を活用した障害者との交流の推進
	(2) 生活環境 [バリアフリー環境の整備を進めるとともに、グループホーム等の整備を進めます。]	③ ボランティア活動の推進	3-1-6 障害者虐待防止センター機能の充実 3-1-7 権利擁護センター・あんしん西東京との連携 3-1-8 成年後見制度の適正な利用促進 3-1-9 地域福祉権利擁護事業の普及と活用 3-1-10 ボランティア活動の機会の活用 3-1-11 障害のある人をサポートする仕組みの検討 3-1-12 ボランティアの育成支援
		① 地域における生活基盤の整備	3-2-1 グループホーム等の整備
		② 人にやさしいまちづくりの推進	3-2-2 人にやさしいまちづくりの推進 3-2-3 公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進 3-2-4 歩行環境の整備 3-2-5 障害者専用駐車スペースの確保 3-2-6 学校施設のバリアフリー化の推進 3-2-7 市民への正しい情報提供、意識啓発の推進 3-2-8 助成制度の活用によるバリアフリーの誘導
		③ 外出の支援	3-2-9 誰もが利用しやすい交通体系の整備・充実に向けた検討 3-2-10 移送サービスの 推進 3-2-11 自動車運転教習費用の補助・自動車改造費の助成 3-2-12 自動車燃料費の助成・タクシー利用券の交付 3-2-13 身体障害者補助犬法の周知
	(3) 保健・医療 [障害のある人のニーズを踏まえ、保健・医療分野と福祉との連携を進めます。]	④ 緊急時対策、防災・防犯対策の充実	3-2-14 安心安全いーなメール配信サービスの活用 3-2-15 避難行動要支援者個別計画 の作成 3-2-16 防災訓練の充実 3-2-17 社会福祉施設等と地域の連携 3-2-18 緊急時の医療等の体制の整備 3-2-19 災害発生時の避難経路や避難先での安全・安心の確保 3-2-20 悪徳商法などの被害の防止
		① 保健・医療体制の充実	3-3-1 医療的なケアを行う事業所等の誘致 3-3-2 かかりつけ医・かかりつけ歯科医・ かかりつけ薬局 の普及 3-3-3 地域健康づくり・リハビリテーション等の展開 3-3-4 在宅歯科診療の充実 3-3-5 健康診査の情報提供 3-3-6 精神保健・医療の充実
	(4) 情報・コミュニケーション [必要な情報が確実に当事者に届くよう、障害特性に配慮した情報提供を進めます。]	② 医療費の助成	3-3-7 医療費の助成
① 情報提供体制の充実		3-4-1 「障害者のしおり」の活用 3-4-2 障害特性に配慮した情報提供 3-4-3 ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上	
	② コミュニケーション体制の充実	3-4-4 市役所における窓口対応方法の検討 3-4-5 市役所における手話通訳者の 配置 3-4-6 手話通訳者・要約筆記者の派遣 3-4-7 身体障害者電話使用料等の助成 3-4-8 郵便による不在者投票制度、代理投票制度、点字投票制度(投票における配慮)	

